

第1 設問1

1 課題1

(1) 法人であるYは、本件訴訟について、「被告」の「普通裁判籍」(民事訴訟法(以下、略)4条1項)として、「主たる事務所」があるB市のB地方裁判所(以下、「B地裁」という。)に管轄を有する(同3項)。そして、Yが本件定めについて、義務履行地(5条1項)や不法行為地(同9号)であるA地方裁判所(以下、「A地裁」という。)を管轄裁判所から排除すると考える根拠は、本件定めがXY間に紛争に関する専属的合意管轄とする点にある。すなわち、Yは、「一定の法律関係」たる本件契約に関する紛争について、B地方裁判所(以下、「B地裁」という。)を第1審の専属管轄とする合意管轄(民事訴訟法(以下、略)11条1項)であると考えている。

そこで、Xは、本件定めがYの主張する専属的合意管轄ではなく、他の法定管轄の他にB地裁を管轄の1つとする付加的合意管轄であると反論できないか。

(2) 11条は、法定管轄による被告の応訴の負担を軽減するため合意によって訴訟活動の便宜を図る趣旨である。そのため、「書面」(11条2項、3項)や、当事者の関係等から、当事者の合理的意思として特定の裁判所を第一審の管轄裁判所とし、他の法定管轄裁判所を排除する合意といえる場合は、専属的合意管轄の定めといえるが、そうでない場合は、付加的合意管轄を定めである。

(3) 本件定めは、本件契約書に記載されている。本件契約書は、Yが用意したものであり、本件契約に付随して本件定めがあることから、Xが本件定めを認識して合意したか明らかなでない。また、Yは、自動車製造会社のS社の系列会社で、全国に支店がある大規模な業者であるのに対し、Xは一消費者に過ぎ

コメントの追加 [中野1]: ここで、1文目の普通裁判籍のことを記載する必要があるでしょうか。

コメントの追加 [中野2]: Yの見解の説明はOKです。

コメントの追加 [中野3]: Xの反論内容OKです。

コメントの追加 [中野4]: 考え方OKです。

ず、専属的合意管轄の意味を理解していたかも疑わしい。さらに、B地裁は、Xが居住するA市から600キロ離れた4時間もかかる場所あり、訴訟追行の不便さを自覚していたといえない。これらの事情からすると、当事者の合理的意思として特定の裁判所としてB地裁を第一審の管轄裁判所とし、他の法定管轄裁判所を排除する合意とはいえない。

(4) したがって、Xは、本件定めが付加的合意管轄であると反論できる。

2 課題2

(1) 仮に本件定めが専属的合意管轄であるとしても、Xは、本件訴訟について、「訴訟の著しい遅滞を避け」又は「当事者間の衡平を図る」ためA地裁に裁量移送(17条)して審理すべきと反論できないか。

(2) 17条の趣旨は、訴訟遅滞回避や当事者間の衡平を図るため、裁量移送を認める点にあり、その必要性は当事者及び証人の住所、検証物の所在地等から判断される。

(3) まず、原告当事者たるXの「住所」は、A市にある。B地裁は、600キロ離れた4時間かかる場所にあり、訴訟追行にかかる負担が大きい。これに対し被告当事者のYは、A市にも支店があり、大規模な業者であるから費用面等でも問題はなく、本件訴訟をA地裁に移送し「当事者間の衡平を図る」必要がある。次に本件事故はYのA市にある支店が販売した本件車両で発生している。証人たるYのA支店の従業員やXの子供の「住所」はA地裁に近い。また、本件事故の「検証物」たる本件車両はXの自宅車庫に保管されているため、A地裁に裁量移送して「訴訟の著しい遅滞を避け」る必要もある。

(4) したがって、Xは、本件訴訟をA地裁に裁量移送して審理すべきと反論できる。

コメントの追加 [中野5]: この内容はOKです。

単純に「専属的」という言葉が入っていないことも、指摘をして欲しいです。

コメントの追加 [中野6]: 今回は移送を求めるのではなく、この裁判所でやりたい、という願いを叶える方法を考えるという問題になります。

コメントの追加 [中野7]: 検討内容OKです。

第2 設問2

1 事実④についての裁判上の自白(179条)の該当性

(1) 裁判上の自白にあてれば、原則、撤回が禁止されるため、事実④は裁判上の自白にあたるか。

コメントの追加 [中野8]: 問題提起OKです。

(2) 裁判上の自白とは、⑦口頭弁論期日(139条)や準備的口頭弁論期日(159条1項、170条5項)における、①相手方の出張と一致する、②自己に不利益な、③主要事実を認めて争わない旨の陳述をいう。そして、④自己に不利益とは、基準の明確性から相手方が証明責任を負う事実をいう。

コメントの追加 [中野9]: エが出てくる理由について、少し触れられるとよいです。

(3) Yの事実④の陳述は、⑦口頭弁論期日でなされ、①Xの主張と一致する。そして、⑦について、Xの元の請求の訴訟物は、履行遅滞による契約解除に基づく原状回復義務(民法545条1項)の履行としての代金返還請求権である。元の請求との関係で事実④は、「債務を履行しない」という要件を基礎づける瑕疵ある目的物を引き渡したことを推認させる間接事実となる。そのため、Xは、事実④について証明責任を負っていない。そのため、④自己に不利益な、③主要事実といえない。これに対し、追加請求の訴訟物である債務不履行に基づく損害賠償請求(同415条1項)では、事実④の本件事故が起きたことが本件損害事実の一部をなし、Yの債務不履行と100万円の損害の因果関係を基礎づける事実といえ、④自己に不利益な③主要事実であり、Xが証明責任を負う。

コメントの追加 [中野10]: OKです。

(4) したがって、事実④は、Xの元の請求との関係では、裁判上の自白にあたらないが、追加請求との関係では、裁判上の自白にあたる。

コメントの追加 [中野11]: 分けて検討が出来ておりOKです。

2 訴えの追加的変更後に事実④を撤回することの許否

(1) Xは、訴えを変更して請求を追加している。Yは、事実④が元の請求との関係で裁判上の自白にあたらなかったにもかかわらず、追加請求との関係で裁

1 判上の自白にあたることから、撤回が許されなくなるか。

2 (2) 陳述についての撤回は、自由に認められるのが原則であるが、裁判上の
3 自白について撤回が禁止されるのは、証明不要効(179条)による争点圧縮へ
4 の相手方の信頼保護を根拠とする。そして、裁判所の自由心証(247条)を確
5 保するため、自白の対象を㊦主要事実に限定することとの関係でも、事実の陳
6 述について裁判上の自白として撤回が禁止されるかの基準時は、当該事実の陳
7 述時点を基準とすべきである。

8 (3) Yは、Xの元の請求の時点で、事実④について、認める旨の陳述をしてい
9 る。前述のとおり、元の請求との関係では、事実④を認める旨の陳述は、裁判
10 上の自白にあたらないため、Yは自由に撤回できる。そして、追加請求との関
11 係で事実④を認める旨の陳述が、裁判上の自白にあたるとしても、当該事実の
12 陳述時点では、撤回が自由であった以上、Yは、事実④を認める旨の陳述につ
13 いて、自由に撤回できる。

14 (4) したがって、Yは、事実④が追加請求との関係で裁判上の自白にあたる
15 としても撤回することが許される。

16 第3 課題3

17 1 本件日記が、220条4号ニの「専ら文書の所持者の利用に供する」「文書」
18 (以下、「自己利用文書」という。)に当たれば提出義務を免れることができる。
19 そこで、本件日記のどのような事項を考慮すべきか。

20 2 220条の趣旨は、当事者間の証拠の偏在を是正し、公平を確保する点にあ
21 る。そのため、㊦専ら内部利用を目的とし(内部利用目的)、㊧外部への公開が
22 予定されておらず(外部非公開)、㊨開示により自由な意思決定が阻害される等
23 の不利益が認められ(意思決定阻害)、㊩特段の事情がない(特段の事情不存在)

コメントの追加 [中野12]: 問題提起OKで
す。

コメントの追加 [中野13]: ここを先に説明で
きるといいですね。

コメントの追加 [中野14]: 追加請求があった
時点で、陳述は存在していたことにならない
でしょうか。

1 場合は、自己利用文書にあたり開示義務を免れる。

2 3 本件日記についての考慮について

3 (1) 本件日記は、TがYにて、ワゴン車をキャンピングカーに改造する設計
4 に携わっていた際に作成したものである。そして、甲シリーズのキャンピング
5 カーは、上段ベッドシステム部分に設計上の無理があり、上司に進言したがと
6 りあってもらえなかったという個人の体験が記載されている。このような個人
7 的体験の記載は、業務日誌では必ずしも必須とはいえない。また、個人の感情
8 の吐露については、外部への開示を予定したものでないのが通常である。

9 したがって、㉞内部利用目的及び㉟外部非公開の考慮要素となる。

10 (2) たしかに、Tの相続人のZは、本件日記の詳細について、プライバシー
11 に関わるから言えないし、内容を直接みせたり証拠として提供することを拒否
12 している。しかし、Tの個人的体験とはいえ、上段ベッドシステム部分の設計
13 上の無理があったか否かは、Zの職務内容に関する事柄であり、Yの私生活上
14 の事柄ではないため、プライバシーが問題になるといえない。そして、本件日
15 記の内容である設計システムに関する進言については、少なくとも当時のTの上
16 司は事情を知っており、LもTの元従業員から知らされていることからすると、
17 当時のYの設計部門等において情報共有されていた事実である。本件車両の製
18 造メーカーであるYにとって、設計の仕様に関する不具合は、事故を誘発する
19 おそれがあり、製造物責任の観点から、開示してリコールの対象として告知す
20 る義務がある。このようなYの立場からすると、開示が義務付けられる以上、
21 意思決定阻害についての不利益はみとめられない。

22 したがって、㊸意思決定阻害の考慮要素となる。

23 (4) また、本件日記を作成したTは死亡しており、Tに関するプライバシー

コメントの追加 [中野15]: OKです。

コメントの追加 [中野16]: 何がこれらの考慮要素になるかが、分かりづらいです。。

コメントの追加 [中野17]: 同上です（検討内容はいいのですが、結論のところがちょっと違和感があるというイメージです）

- 1 保護の利益は消滅しているようにも思える。
- 2 しかし、Tが死亡しても、Tの妻で相続人であるZが開示等を拒否している
- 3 も考慮しなければならない。また、前述のとおり、Zの許否を考慮してもなお、
- 4 本件日記の内容である設計システムの仕様の疑問点については、Yの製造物責
- 5 任の観点から開示等すべきという考慮も働く。
- 6 したがって、㊦特段の事情不存在の考慮要素となる。

以上

コメントの追加 [中野18]: 同上です。